

釜石市個人情報漏えい調査委員会
報告書

令和5年3月

目 次

1	本事案の概要	1
	(1) 本事案の発覚	
	(2) 確認された事実関係の概要	
	(3) 職員の処分状況	
	(4) 法令との関係	
	(5) 報道等への発表	
2	調査委員会の調査概要	9
	(1) 対象職員の条件	
	(2) 対象職員	
	(3) 調査内容	
	(4) 調査結果	
	(5) その他	
3	本事案の発生原因	10
	(1) 人的要因	
	(2) 組織的要因	
4	再発防止策の概要	11
	(1) 情報セキュリティポリシーの徹底	
	(2) セキュリティ対策	
	(3) システムに関する改善	
	(4) 組織マネジメントに関する改善	
	(5) 人材育成計画の策定及び推進	
5	釜石市個人情報漏えい調査委員会	16
	(1) 目的	
	(2) 組織	
	(3) 開催状況	
6	添付資料	19

釜石市個人情報漏えい調査委員会（以下、「調査委員会」）は、令和3年9月から令和4年7月にかけて調査し、判明した元市職員による個人情報漏えい事案（以下、「本事案」）について、全容究明及び再発防止のため設置されたものである。

今般、調査結果の概要、再発防止策並びに調査委員会の開催状況等、以下のとおり整理した。

1 本事案の概要

釜石市において、元市職員等が、住民基本台帳等から出力された約3万2千人の住民に係る個人情報を不正に取得し、外部へ送信する等の情報漏えいを行っていたもの。

(1) 本事案の発覚

令和3年9月13日、釜石市において、市民からの投書をきっかけに職員による住民に係る個人情報の不正取得の可能性を把握した。

本事案への対応の経緯は以下のとおりである。

No.	日 時	内 容
1	令和3年9月13日（月）及び同年9月27日（月）	2回に渡り、釜石市総務企画部職員（以下、職員A）が「個人情報を漏えいしている、業務中に大量のメールを同僚に送信している」といった内容の投書があったことから、職員Aが業務で使用するOutlookメール及びTeamsのチャット使用履歴（令和3年1月1日～10月6日分）の調査を開始した。
2	令和3年10月25日（月）	釜石市職員懲戒審査会（1回目）開催。 調査を続け、ある程度調査が進展した時点で経過を報告し、委員の意見を求めることとした。
3	令和4年3月4日（金）	釜石市職員懲戒審査会（2回目）開催。 上記期間分の調査で個人情報の流出が確認されたことから、また、職員、市民の噂や私的情報を話題としたやり取りが多数あることなど、情報の取扱いに疑念が残ることもあり、その他の機関及び関係職員についても調査を行うこととなった。
4	令和4年3月9日（水）11:30	職員A、及び建設部職員（以下、職員B）とその所属長との面談を実施。 重大な情報漏えい事案が確認されたことを伝達し、その時点で貸与PCを庁内ネットワークから遮断した上で没収した。

5	令和4年3月10日(木) 13:00	職員A及びBに自宅待機を命じた。
6	令和4年3月11日(金) 13:30~14:30	顧問弁護士に相談
7	令和4年3月11日(金) 14:50~16:50	釜石警察署に相談
8	令和4年5月11日(水)	数度の顧問弁護士及び釜石警察署への相談を重ね、釜石警察署に告訴状を提出し、受理された。
9	令和4年5月20日(金)	職員A及びBに聞き取り調査を実施。同日中に、職員A及びBの自宅PCを持参させ、釜石警察署の警察官2名が立ち会い、自宅PCからデータが送信された形跡がないことを確認した上で、職場から自宅PCに送信されたデータを全て削除した。 また、複数年分の住基データが保存されていた職員Bの私物USBメモリは任意で提出させ回収した。(釜石市役所総務課の金庫で保管)
10	令和4年5月23日(月)	釜石市職員懲戒審査会(3回目)開催。市役所外部に個人情報を漏えいした職員A及びBに対する処分案(免職)が決定し、市長に報告。 その後、市長決裁で処分(5月26日付で懲戒免職)が確定。職員Aと関わりがあった市民生活部職員(以下、職員C)及び関係職員については、調査が終了していないため、調査終了後に審査会を開催し、結論を出すこととなった。
11	令和4年5月26日(木)	臨時記者会見で職員A及びBの処分を公表
12	令和4年5月30日(月)	市HPに市長のお詫びコメント掲載
13	令和4年6月7日(火)	マイナンバーが漏えいした方へお詫び文書発送(本人限定郵便で発送、対象者550名)
14	令和4年6月15日(水)	市広報誌に市長のお詫びコメント掲載
15	令和4年7月6日(水)	職員Cへの聞き取り実施。 所属課にある住民基本台帳システムを業務の用以外の目的で使用し個人情報を調べ、職員Aに漏えいしていたことを認めた。
16	令和4年7月25日(月)	庁議でマイナンバーが漏えいした方に番号変更は行わないことを意思決定

17	令和4年7月29日(金)	番号変更を行わないことを記者発表(定例記者会見)
18	令和4年8月1日(月)	市広報誌に市長のお詫びコメント掲載
19	令和4年8月3日(水)	釜石市職員懲戒審査会(4回目)開催。職員Cの処分案(停職3月)、及び職員A、B及びCそれぞれの当時の上司である計7名に対する処分案(文書による厳重注意)決定。 その後市長決裁により、令和4年8月17日付けで処分案のとおり処分を発令することが確定した。
20	令和4年8月8日(月)	マイナンバーを変更しない旨の文書を送付(令和4年6月のお詫び文書発送後、死亡していた方、宛先不明等で文書が返送された方を除く512人)
21	令和4年8月24日(水)	釜石警察署が職員Bの私物USBメモリを回収
22	令和4年8月26日(金)	定例記者会見で職員C及び当時の上司に対する処分を公表
23	令和4年9月1日(木)	市HPに市長のお詫びコメント掲載
24	令和4年9月14日(水)	9月議会定例会において、市長及び副市長の給与減額の条例改正が可決(市長3ヵ月30%の減額、副市長1ヵ月20%の減額)
25	令和4年9月15日(木)	市広報紙に市長のお詫びコメント掲載
26	令和4年10月1日(土)	市広報紙にこれまでの対応経過、再発防止策及び市長のお詫びのコメントを掲載

(2) 確認された事実関係の概要

本事案の当事者は、職員 A（総務企画部）、職員 B（建設部）及び職員 C（市民生活部）であり、当事者の行った行為は住民に係る個人情報の不正取得及び漏えいである。

漏えいした情報の範囲及び内容については、市民約 3 万 2 千人分の住基情報、624 人分のマイナンバー等となり、詳細は以下のとおりである。

所属課及び職階	性別	年齢	非違行為の内容
職員A 総務企画部 係長	女	40歳代	<p>被処分者は、市民の個人情報が記載されたエクセルファイルを電子メールに添付し複数回にわたり自宅パソコンのメールアドレスに送信することで情報を漏えいした。</p> <p>一例として、平成27年2月12日に漏えいした情報には約19,600名分の住所、氏名、生年月日、性別、続柄、世帯番号、収入額等が記載されていた。平成27年2月13日に漏えいした情報には、応急仮設住宅居住者約4,700名分の住所、氏名、生年月日、性別、被災住所等が記載されていた。平成29年9月22日に漏えいした情報には、約600名分の特定個人情報を含む約3,200名分の住所、氏名、生年月日、性別等の情報が記載されていた。</p> <p>令和2年1月17日には職員Bに依頼し、住民基本台帳に登録される情報のうち数万名分の住所、氏名、生年月日、性別、世帯番号、続柄等が記載されたものを電子メールに添付して送信させ情報を入手した。</p> <p>また、勤務時間中に、業務で用いるチャット機能を私的内容でのやり取りに繰り返し利用しており、そのやり取りの中で業務上知り得た市民の保育料滞納情報、及び施設使用料の滞納情報等を他部署職員に漏えいしていた。</p> <p>加えて、職員Bと共謀し、職員Bが担当する業務を令和3年度の監査項目から外す行為があった。</p>

所属課及び職階	性別	年齢	非違行為の内容
職員B 建設部 主査	男	40歳代	<p>被処分者は2回にわたり、市民の個人情報が記載されたエクセルファイルを、職員Aの業務用メールアドレス宛の電子メールに添付し送信することで情報を漏えいした。</p> <p>平成30年11月1日に漏えいした情報には、住民基本台帳に登録される情報のうち数万名分の住所、氏名、生年月日、性別、世帯番号、続柄等が記載されており、令和2年1月17日に漏えいした情報には、住民基本台帳に登録される情報のうち数万名分の住所、氏名、生年月日、性別、世帯番号等が記載されていた。</p> <p>また、平成27年4月22日には、市民約2,600名分の住所、氏名、被災住所等が記載されたエクセルファイル、及び市民約2,000名分の住所、氏名、被災住所、電話番号等が記載されたエクセルファイルを電子メールに添付して自宅パソコンのメールアドレス宛の電子メールに添付して送信することで、情報を漏えいした。</p> <p>その他、平成30年3月から5月にかけて、複数回にわたり市民約16,700名分の住所、氏名、電話番号等が記載されたエクセルデータを、自宅パソコンのメールアドレス宛の電子メールに添付し送信することで情報を漏えいした。</p> <p>私物のUSBメモリに平成29年3月31日現在、平成31年3月31日現在、令和2年3月31日現在、令和3年1月31日現在、令和3年3月31日現在、令和4年1月31日現在の住民基本台帳データを保持し、自宅に持ち帰り自宅のパソコンでデータを使用していた。</p> <p>また、職員Aと共謀し、自身が担当する業務を令和3年度の監査項目から外す行為があった。</p>

所属課及び職階	性別	年齢	非違行為の内容
職員C 市民生活部 主査	女	40歳代	<p>被処分者は、勤務時間中に業務の用以外の内容のチャットやメールの送受信を繰り返していた上、そのやり取りの中で、以下のとおり、住民基本台帳システムを業務の用以外で使用して調べた市民の情報を他部署職員に送信して漏えいした。</p> <p>平成30年9月27日には、他部署職員からの問い合わせに対し、元職員の元夫の住所、父親の情報等を調べ、他部署職員の業務用メールアドレス宛の電子メールに記載して回答することで情報を漏えいした。</p> <p>平成31年1月11日には、他部署職員からの問い合わせに対し、市民の生年月日、名前、出生届出日等を調べ、他部署職員の業務用メールアドレス宛の電子メールに記載して回答することで情報を漏えいした。</p> <p>令和2年2月4日には、市民の家庭の続柄等について調べ、他部署職員の業務用メールアドレス宛の電子メールに記載して送信することで情報を漏えいした。</p> <p>令和2年4月24日には、他部署職員からの問い合わせに対し、市民の住所、転入前の住所、生年月日等を調べ、他部署職員とのチャットに記載して回答することで情報を漏えいした。</p> <p>令和2年6月25日には、他部署職員からの問い合わせに対し、市民の現住所、転居歴等を調べ、他部署職員とのチャットに記載して回答することで情報を漏えいした。</p> <p>令和3年2月5日には、他部署職員からの問い合わせに対し、市民の転入前の住所を調べ、他部署職員とのチャットに記載して回答することで情報を漏えいした。</p>

		<p>令和3年3月22日には、他部署職員からの問い合わせに対し、市民の現住所の市内の町名を調べ、他部署職員とのチャットに記載して回答することで情報を漏えいした。</p> <p>また、令和元年9月9日には、同僚の職員に発行された診断書の写しを無断でスキャンしデータを保存した上で、他部署職員の業務用メールアドレス宛の電子メールに添付して送信することで、個人の秘密に属する事項を漏えいした。</p>
--	--	---

(3) 職員の処分状況

職員 A 及び B に事情聴取を行った結果、流出行為を認め、市の懲戒処分基準により令和 4 年 5 月 26 日付で、職員 A 及び B を懲戒免職とした。

また、職員 A 及び B の情報漏えいに関与した職員の有無の他、個人情報扱う部署に対しての調査を行い、職員 C による情報漏えいへの関与が明らかになったことから、市の懲戒処分基準により令和 4 年 8 月 17 日付で、職員 C を停職 3 ヶ月、職員 A、B 及び C それぞれの当時の上司職員 7 名（※下記のとおり）を文書による厳重注意とした。

・所属課及び職階

- ① 総務企画部 部長（当時、総務企画部 課長）
- ② 保健福祉部 部長（当時、行政委員事務局 課長級）
- ③ 釜石市議会事務局 部長級（当時、行政委員事務局 課長級）
- ④ 行政委員事務局 課長級
- ⑤ 建設部 課長
- ⑥ 建設部 課長（当時、市民生活部 課長）
- ⑦ 市民生活部 主査（当時、建設部 課長）

(4) 法令との関係

上述(2)に記載の行為は、住民基本台帳法第 30 条の 26 第 1 項（本人確認情報の電子計算機処理等に従事する市町村若しくは都道府県又は機構の職員等の秘密保持義務）等に違反する。

また、地方公務員法第 32 条（法律および上司の職務上の命令に従う義務）違反、同法第 33 条（信用失墜行為の禁止）違反、同法第 34 条（秘密を守る義務）違反に該当することから、同法第 29 条第 1 項各号の規定ならびに釜石市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例により、懲戒処分としてそれぞれの職員を処分したものである。

(5) 報道等への発表

令和 4 年 5 月 26 日（木）、職員 A 及び B の処分を臨時記者会見で発表した。

同年 8 月 26 日（金）、職員 C と、職員 A、B 及び C の当時の上司等の処分を定例記者会見で発表した。

同年 9 月 14 日（水）、市長及び副市長の給与減額の条例改正案を議会に提出した。

2 調査委員会の調査概要

本事案発生を受け、令和4年6月6日付で調査委員会を設置し、以下により調査委員会による職員の内部調査を実施した。

(1) 対象職員の条件（該当する職員の絞り込み）

- ・職員Aとメールやチャット等のやり取りが多い職員
- ・システムから住基情報のデータを抜き出すことができる環境にあった部署の職員
- ・住基端末がある部署に所属する、もしくは所属していた職員で、職員Aとメール及びチャットのやり取りがあった職員
- ・住基端末がある職場に複数年にわたる所属歴がある職員

(2) 対象職員

対象となった職員は以下8名となる。

- ① 建設部 管理職 1名
- ② 建設部 事務職員 1名
- ③ 一部事務組合職員 1名
- ④ 保健福祉部 管理職 1名
- ⑤ 総務企画部 係長級職員 1名
- ⑥ 総務企画部 事務職員 1名
- ⑦ 市民生活部 係長級職員 1名
- ⑧ 保健福祉部 課長補佐級職員 1名

(3) 調査内容

サーバーに履歴が残る平成27年以降のOutlookのメール送受信履歴、及びTeamsチャットの送受信履歴を確認し、個人情報を含むファイルデータの市役所外部アドレスへの送信履歴がないか、またはメール、チャット本文への記載による、業務の用以外の個人情報等の漏えいの有無を確認した。

(4) 調査結果

本調査による新たな情報漏えいは確認されなかった。

(5) その他

職員A及びBの調査に関連し、情報漏えいの事実が確認されたのは、職員Cの1名のみとなる。

3 本事案の発生原因

本事案の発生原因は、大きく人的要因と組織的要因の2つであると整理している。

(1) 人的要因

まずは人的要因として、職員A、B及びCのコンプライアンス意識の低さ及び情報漏えいに対する危機管理意識の欠如、並びに情報セキュリティに対する認識の甘さがあったと考えられる。

具体的には、職員A、B及びCは、市職員間で個人情報のやり取りをすることは、市の外部に漏らさなければ問題ないという認識を持っていたこと。さらに個人情報を含むデータを業務用パソコンから取り出し、自宅に持ち帰る行為並びに自宅パソコンのメールアドレスにデータを送信する行為自体が情報漏えいにあたることを認識していなかった。

実際、業務で個人情報を取り扱う際、本来であれば個人情報を含むデータを保存してはならないとされているインターネット系の業務用パソコンに保存し作業していたことが判明したほか、個人情報の持ち出しが禁止されているにも関わらず、自宅で作業を行うつもりで個人情報が含まれるデータを取り出して持ち帰る、または自宅パソコンにメールで送信するなど、市職員として当然守るべきルールを全く認識していなかったものと推測される。

本事案は、上述のような人的要因により、一連の行為が情報漏えいと認識されることなく繰り返し行われたものである。

(2) 組織的要因

一方、組織的要因として管理体制が不十分であったことが挙げられる。

技術的要因として、情報ファイルを取り扱う際の暗号化や上長承認は情報セキュリティポリシーへの記載があり、実際の操作時においてデータの持出しは上長承認が原則となっていたが、実際は承認が口頭であり、職員のモラルに頼る状態であった。

また、職員の公務員としての倫理観やコンプライアンス遵守という点において、それらの対策を一部包括した研修は実施していたものの、特化した研修はこれまで実施されておらず、倫理観やコンプライアンス意識の向上への対応が十分ではない状況であった。

加えて、特定個人情報の取扱いについては、釜石市の保有する特定個人情報等の適切な管理のための措置に関する規程((平成28年4月1日釜石市訓令第3号)以下、「措置規程」)により、「特定個人情報等の管理の状況について、監査する任に当たらせるため、監査責任者を1人置くこととし、総務課長をもって充てる。」としていたが、本事案が発生した期間において、監査が行われたという事実は確認できなかった。市職員

が決められたルールを認識し、それに沿った対応を行うはずであり、本事案のような情報漏えいをする職員はいるはずがないという思考に陥っていた可能性が考えられる。

本来であれば個人情報を保存するべきではない場所に保存していたこと、私物のUSBメモリにデータを取り出していたこと等の非違行為を把握できなかったこと。さらにメール送信が上長の承認不要であったことや職員A、B及びCのコンプライアンス意識の低さも相俟って、職員A、B及びCによる不適切な個人情報の取り扱いが発覚することなく、結果的に個人情報の漏えいに繋がる原因の一つになったものと捉えている。

4 再発防止策の概要

釜石市は、二度とこのような不祥事が起こらないよう、ハード対策やソフト対策、制度の構築等、以下により再発防止に取り組んでいくこととする。

(1) 情報セキュリティポリシーの徹底

① 情報セキュリティ研修の実施

全職員を対象にセキュリティ技術や個人情報の取り扱いに関する一般知識、ICTに関する基礎知識の習得及び意識レベルの向上を目的としたリモートラーニング（地方公共団体情報システム機構が提供する「デジタル人材育成のための基礎研修」）を実施した。

- ・受講コース：デジタルリテラシー修得コース、情報セキュリティコース、個人情報保護コース
- ・期間：令和4年8月30日～11月30日
- ・受講者数：463人

リモートラーニングは、令和5年度も継続して実施する。

② 外部人材による研修の実施

管理職及びDX推進員等を対象に、職員の情報セキュリティの基本知識のほか、各部署における情報の管理監督の徹底、コンプライアンスの強化を図るため、株式会社アイシーエスに講師の派遣を依頼し、集合形式で情報セキュリティ研修を実施した。

- ・研修内容：釜石市情報セキュリティポリシー、情報セキュリティ対策ほか
- ・実施日：
 - 第1回 令和4年7月21日～22日（同期間で3回の研修を実施）
 - 第2回 令和4年11月17日～18日（同期間で3回の研修を実施）
- ・参加者：279人
 - 内訳 第1回 152人、第2回 127人

(2) セキュリティ対策

① 情報資産への機密性に応じた分類表示の徹底

情報資産に対し、機密性に応じた分類表示を徹底することで、適切な取り扱いを行っている。

・機密性による情報資産の分類

※情報資産に「機密性3」「機密性2」「機密性1」のいずれかを表示する。

-機密性3：秘密文書である情報資産

-機密性2：直ちに一般に公表することを前提としていない情報資産

-機密性1：機密性2 又は機密性3 以外の情報資産、一般に公表する情報資産

② 行政専用パソコンの三層分離の徹底

個人情報を適切に取り扱うため、インターネットと遮断されたネットワークへ新たにパソコンを110台配置し、計150台体制とした。

③ 外部記憶媒体の利用制限

情報資産を外部記憶媒体へ複写する場合は、上長承認を経て複写することとしているが、複写作業が実施可能な端末を限定することで、セキュリティ強化を図る。

(3) システムに関する改善

① 送信メールのログ収集設定

添付ファイル付きメールの送信を全て記録し、情報管理部門で内容を確認することで、不正な情報持ち出しを抑止する。

② 送信メールの遅延送信設定

メール誤送信による情報漏えいを防止するため、メール送信操作の5分後に送信されるようメール送受信ソフトウェアを設定した。

③ 電子ファイルの常時暗号化

インターネット接続系ネットワークで取り扱う電子ファイルの常時暗号化を施し、上長承認を経ないで外部に持ち出した電子ファイルは、内容を閲覧できない仕組みを令和5年度に導入する。

(4) 組織マネジメントに関する改善

① コンプライアンス委員会の設置

本市におけるコンプライアンスの総合的な推進を図り、公正かつ公平な市政運営を進めていくため、令和4年12月1日付けで、釜石市コンプライアンス委員会設置要綱を制定。

令和4年12月9日に第1回委員会を開催し、委員会の推進体制等について確認した。

② コンプライアンスチェックシートの導入

公務上の事案に限らず、非違行為の抑止と事務ミスを含めた不祥事を未然に防

ぐこと目的に、全職員を対象にコンプライアンスチェックを実施（令和5年1月4日周知）。

コンプライアンスチェックシートによる通報案件は随時受け付けることとしている。

③ 公務員倫理研修の実施

市職員としてコンプライアンスの基本となる公務員倫理を再認識することを目的として、全職員を対象とした公務員倫理研修を実施した。

- ・実施日：令和5年1月30日、令和5年2月9日
- ・研修内容：地方公務員法・関係法令、コンプライアンス、具体的事例、不祥事対応、不祥事防止のための対策、公務員倫理チェック内容の確認等
- ・受講者：375人

④ 公務員倫理チェックの実施

職員として最低限留意すべき公務員倫理を再確認し、職員個人の意識づけと組織的な対策へと活用するため、公務員倫理研修の実施に合わせて、以下のとおり実施した。

公務員倫理チェックは半年に1回を目途に定期的実施し、回答率の低い項目について別途対策を講じるものとする。

- ・実施期間：令和5年1月30日～2月10日
- ・実施方法：業務用パソコン上でアンケート形式回答
- ・回答者：492人

⑤ 公益通報制度の導入

令和4年8月22日付けで釜石市公益通報に関する要領を制定。

職員等が知り得た業務遂行上の法令違反又は不適正な行為等に関して行われる公益通報を適切に処理するために必要な事項を定めることにより、通報者の保護を図るとともに、もって不正防止に対する自浄作用の向上及び透明で公正な市政の運営に資することを目的とする。

市の業務において法令違反や不適正な行為が生じるおそれがある場合、または実際に生じたと思われる場合、庁内、庁外に設置する相談窓口において相談、通報を受け付ける。

上述②により報告があった案件のうち、職員の業務上の事実であり、法令に違反するものや人の生命、身体、財産や生活環境に重大な損害を与えるおそれがある場合は、公益通報として取扱い、公益通報委員会で対応することとする。

⑥ 懲戒処分の規定の見直し

これまで、パワハラによる懲戒処分基準が明記されていなかったことから、パワハラによる処分基準を追加。

令和4年12月1日から施行し、同日以降に発生した案件に適用される。

今後も適宜懲戒処分の指針及び処分基準を見直すほか、非違行為の抑止力とし

て機能するよう周知を図る。

(5) 人材育成計画の策定及び推進

既に実施している再発防止の取組に加え、令和5年度を初年度とする第三次人材育成計画において、職員一人ひとりが前向きな自己肯定感をもって業務に励む職場環境の構築を目指す。

① 人材育成計画による職員の育成

人材育成に意欲のある職員で構成する「第4期人材育成会議」を設置し、市長をはじめとした幹部職員、人材育成専門家（※注1）などと意見交換を行うとともに、職員アンケート（※注2）や職員への個別ヒアリングを実施し、広く職員のニーズや意見を吸い上げた上で「第3次人材育成計画」を令和5年3月に取りまとめている。

本計画は、「住民福祉の向上（市民の幸せ）」を目指すとともに、職員の働きがいや幸せを推進する働き方改革に取り組むこととしており、職員の意欲向上を出発点として、「市民も職員も幸せ（Well-being）」な状態を目指し、その実現に向けて、幸せの構造に応じ、職階毎に下記の重点プランを計画期間内で実施することとする。

- ・1on1（ワンワン）ミーティング
- ・助っ人制度
- ・学びあい職員塾
- ・カイゼン発表会
- ・自分☆再発見

(注1) 人材育成専門家との意見交換（総務省人材育成等専門家派遣事業を活用）

（同志社大学政策学部・総合政策科学研究科 教授 入江容子 氏）

職員の意欲を高める人材育成を推進している「静岡県藤枝市」の取組から、職員の自主性・自立性を引き出し、職員が成長を実感できる仕掛けづくりのほか、首長や管理職員のリーダーシップが重要であるとの助言があり、当市の「第3次人材育成計画」を策定する際の参考とした。

(注2) 意欲向上に向けた市職員アンケート

「第3次人材育成計画」の策定にあたり、市職員として働く上でのほたらくWell-being指数、共感できる目指すべき職員像や、幸せや働きがいを感じる要因を明らかにし、具体的な実行プランに反映するため、全職員を対象にアンケートを実施した。

アンケート結果では、働きがい度数（満足度）は低下傾向にあるものの、貢献意欲はあることのほか、市民の幸せを望みながら、自身の働きがいや幸せ（Well-being）も高めたいこと、安心できる職場環境や人間関係の中で、やりがいと成長の機会を求め、かつ、自身の土台であるライフも大切にしたいことなど職員の思いが確認され、これを実現するための施策を計画に盛り込むこととした。

② 首都圏の大学で実施する若手・中核人材育成プログラムへの職員の派遣

包括連携協定を締結している首都圏の大学が提供する「基礎自治体 若手・中核人材育成プログラム」に、令和4年度から職員2名を派遣している。

派遣の目的は、前向きな職員の育成を組織的に推進していくために、将来的に組織の中核を担い、取組の原動力となり得る人材の育成を行うものである。

本プログラムは、組織・人事、政策及び財政マネジメントのいずれかのコースに所属しながら、1年の前半は全てのコースの基本的な内容を学び、後半はコース毎に分野別ゼミを行いながら、各自で研究課題を設定し、最後には首長等らの前で成果発表を行う、計10回のプログラムとなっている。

令和4年度派遣職員の1人は、第3次釜石市人材育成計画の策定を担当しながら本プログラムに参加し、そこで得た知識を随時計画の策定に反映させることにより、職員のニーズを掴んだ実効性のある計画策定を実現している。

令和5年度以降も、本プログラムへの職員派遣を継続し、前向きな職員の育成に取り組んでいくこととする。

5 釜石市個人情報漏えい調査委員会

(1) 目的

令和4年度に懲戒処分を行った元市職員による個人情報漏えいの全容究明及び再発防止を目的とする。

(2) 組織

令和4年6月6日付で調査委員会を以下により設置
調査委員会の庶務は総務企画部総務課において処理

役 職	調査委員会での役割
副市長	委員長（会議の議長）
総務企画部長	副委員長（委員長の補佐）
市民生活部長、総合政策課長、総務課長、 市民課長、広聴広報室長	委員

(3) 開催状況

① 第1回調査委員会

- ・日時：令和4年6月8日（水）午後1時30分～午後2時30分
- ・場所：市役所第4庁舎第7会議室
- ・議事：
 - 調査委員会の設置目的及び組織の説明
 - 各課におけるスケジュールの説明

② 第2回調査委員会

- ・日時：令和4年7月20日（木）午後4時00分～午後5時15分
- ・場所：市役所第1庁舎第2会議室
- ・議事：
 - 情報セキュリティ委員会の結果
 - 個人情報漏えい内部調査の結果
 - マイナンバー漏えい者の取扱いについて

③ 第3回調査委員会

- ・日時：令和4年8月24日（水）午後13時00分～午後13時40分
- ・場所：市役所第1庁舎第3会議室
- ・議事：
 - 情報セキュリティ委員会で決定した取組の進捗状況について
 - 内部調査の結果及び記者発表内容について
 - マイナンバー漏えい者の取扱いの進捗状況について

④ 第4回調査委員会

- ・日時：令和4年9月28日（水）午後4時00分～午後4時50分
- ・場所：市役所第1庁舎第2会議室
- ・議事：
 - 第3回情報セキュリティ委員会の実施結果について
 - 元市職員の情報漏えいに関する市の対応（10/1号市広報）
 - マイナンバー漏えいに係る対応について

⑤ 第5回調査委員会

- ・日時：令和4年10月24日（月）午後4時30分～午後5時15分
- ・場所：市役所第1庁舎第3会議室
- ・議事：
 - 第4回情報セキュリティ委員会の実施結果について
 - 調査委員会スケジュールについて
 - コンプライアンス委員会の方針について
 - 公益通報制度の運用方針について
 - マイナンバー漏えいに係る対応について

⑥ 第6回調査委員会

- ・日時：令和4年11月30日（水）午後4時00分～午後4時40分
- ・場所：市役所第1庁舎第3会議室
- ・議事：
 - 第5回情報セキュリティ委員会の実施結果について
 - 調査委員会スケジュールについて
 - 釜石市職員の懲戒処分の方針の改正について
 - 令和4年度第1回釜石市コンプライアンス委員会の開催について
 - マイナンバー漏えいに係る対応について

⑦ 第7回調査委員会

- ・日時：令和4年12月27日（水）午後3時25分～午後4時03分
- ・場所：市役所第1庁舎第3会議室
- ・議事：
 - 第6回情報セキュリティ委員会の実施結果について
 - 調査委員会スケジュールについて
 - 釜石市職員のハラスメント防止等に関する要綱の制定について
 - コンプライアンス研修の開催について
 - マイナンバー漏えいに係る対応について

⑧ 第8回調査委員会

- ・日時：令和5年1月30日（月）午前11時20分～午前11時45分
- ・場所：市役所第1庁舎第2会議室

- ・議事：
 - 第7回情報セキュリティ委員会の実施結果について
 - 調査委員会スケジュールについて
 - 公務員倫理チェックの実施について
 - マイナンバー漏えいに係る対応について

⑨ 第9回調査委員会

- ・日時：令和5年2月22日（水）午後4時35分～午後5時10分
- ・場所：市役所第1庁舎第2会議室
- ・議事：
 - 第8回情報セキュリティ委員会の実施結果について
 - 調査委員会スケジュールについて
 - 公益通報制度の運用について
 - 調査委員会報告書について
 - マイナンバー漏えいに係る対応について

⑩ 第10回調査委員会

- ・日時：令和5年3月20日（月）午前11時00分～午前11時30分
- ・場所：市役所第1庁舎第2会議室
- ・議事：調査委員会報告書について

⑪ 市長への報告

- ・日時：令和5年3月29日（水）午前9時15分～午前10時00分
- ・場所：市長室
- ・内容：委員長から報告

6 添付資料

- ・ 釜石市個人情報漏えい調査委員会設置要綱
- ・ 釜石市コンプライアンス委員会設置要綱
- ・ 釜石市コンプライアンスチェックシート
- ・ 公務員倫理・チェックリスト（釜石市職員版）
- ・ 釜石市公益通報に関する要領
- ・ 釜石市職員の懲戒処分の方針
- ・ 意欲向上に向けた市職員アンケート

釜石市個人情報漏えい調査委員会 事務局

釜石市総務企画部総務課

住所：岩手県釜石市只越町 3-9-13

電話：0193-27-8411